千葉市指定自転車駐車場における整理に要する費用の免除に関する取扱い要綱

千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和58年9月5日規則第62号。以下「規則」という。)第14条第2項に規定する「前項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類」、ただし書きに規定する「その他の市長が定めるもの」を以下のとおり定め、取り扱うものとする。

- 1 「前項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類」とは、生活保護受給証明書、身体障害者手帳、児童扶養手当証書(児童が利用する場合は親子関係を証明できるもの)、知的障害者福祉法等に該当することがわかる手帳(知的障害者手帳、療育手帳等)、被爆者健康手帳及び精神障害者保健福祉手帳のことをいう。
- 2 「その他の市長が定めるもの」とは、障害者手帳アプリ「ミライロ I D」のことをいう。
- 3 係員は「ミライロ I D」を提示された場合、様式1の免除要件チェックシートにより必要事項を確認し、市長に送付することとする。

## 附則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。